

サステナビリティガイドライン

第2版

2024年12月

(株) 東海理化

はじめに

2024年12月

(株)東海理化

代表取締役社長

二之夕 裕美

東海理化は1948年の創立以来、世の中にとって必要であれば、「人が手掛けないことこそやる」という創業精神のもと、クルマの快適・安心・安全に寄与する製品を世に送り出すことにより、クルマの操作を快適にし、防犯性を高め、安全性能を向上させることに貢献してきました。

創立50周年の1998年には、「豊かな社会づくりに貢献」「個性とチャレンジ精神を尊重」「法と倫理を遵守」をキーワードとする経営理念が制定されました。

一方で、2015年9月には2030年までに達成すべき目標として持続可能な開発目標（SDGs）が国連加盟193国・地域によって採択されました。

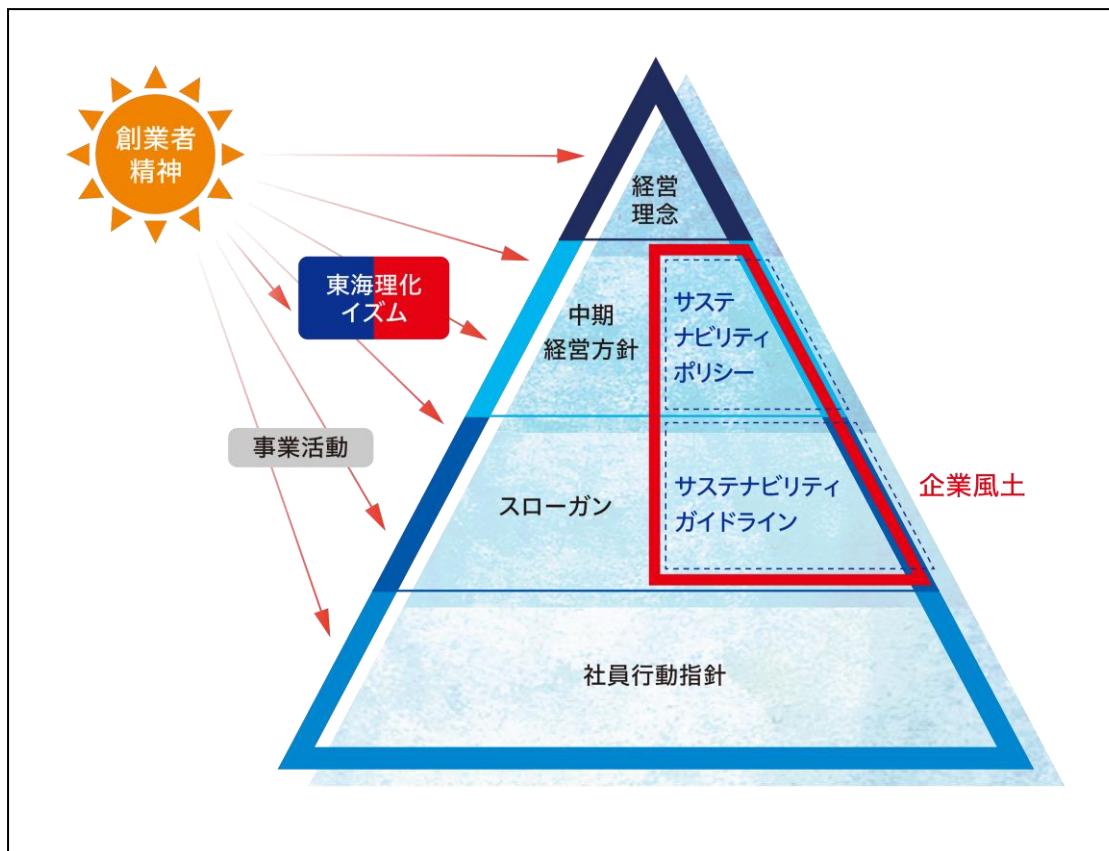
コンプライアンス（法令およびその精神の遵守）を土台としたうえで、社会課題に対応することが当社の使命だと考えます。

この度、2024年9月の取締役会において、マテリアリティ（重要課題）の見直しが決議されたことを受け「サステナビリティガイドライン」を改訂します。

本冊子は、サステナビリティを推進するに当たり、基本的な考えを共有することにより、東海理化グループ全体で組織的に取り組むためにまとめましたので、業務にあたりサステナビリティの観点で迷うことがあった際にご活用下さい。

1. 本ガイドラインの位置づけ

経営理念を基にしたサステナビリティポリシーの解説書とします。



2. 経営理念

1. お客様に喜ばれる商品を創造し、豊かな社会づくりに貢献する
2. 個性とチャレンジ精神を尊重し、若さと夢あふれた企業をめざす
3. 社会の一員として、法と倫理を遵守し自然・地域と共生する企業をめざす

3. サステナビリティポリシー

東海理化学グループは、経営理念にある法と倫理を遵守し、自然・地域と共生する健全な事業活動を通じて、全てのステークホルダーとともに持続可能な社会の実現に貢献します。

4. 考動宣言

1. 私たちは、安全と品質を第一と考えます。
2. 私たちは、現地現物で絶え間なく改善します。
3. 私たちは、「人が手掛けないことこそやる」の精神で挑戦し、新しい企業価値を開拓します。
4. 私たちは、一人ひとりの能力を最大限に発揮させ、組織として高い成果を生み出します。
5. 私たちは、愚直に、正直に、かつ誠実であることを誇りとし、信頼を勝ち取ります。
6. 私たちは、常に感謝の心と謙虚な姿勢を忘れず、共存共栄を旨とします。

5. 社員行動指針

1. 個人の尊重 2. 社会のルールの遵守 3. 資産管理と機密管理 4. 知的財産権の尊重
5. 客先との関係 6. 安全 7. 迅速透明なコミュニケーション 8. オープンでフェアな取引
9. 自然環境の保護 10. 地域社会への貢献 11. 贈答・接待について

6. サステナビリティとは

サステナビリティ（Sustainability）は「社会の持続可能性」という意味であり、「企業の」ではありません。

C S R（Corporate Social Responsibility）が「企業の社会への対応力」が問われる一方で、サステナビリティは「いかにして未来の人たちにより良い社会を引き継いでいくか」という姿勢が問われます。

ただ社会の要請に対応すれば良いのではなく、事業そのものが社会の持続可能性に貢献できるのかという視点が重要です。

7. 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals, SDGs)

2015年9月に国連加盟193か国・地域が採択した2030年までに達成すべき目標です。

「持続可能な開発」とは、先ほど解説した今と変わらない社会を引き継いでいくための「発展」を意味します。

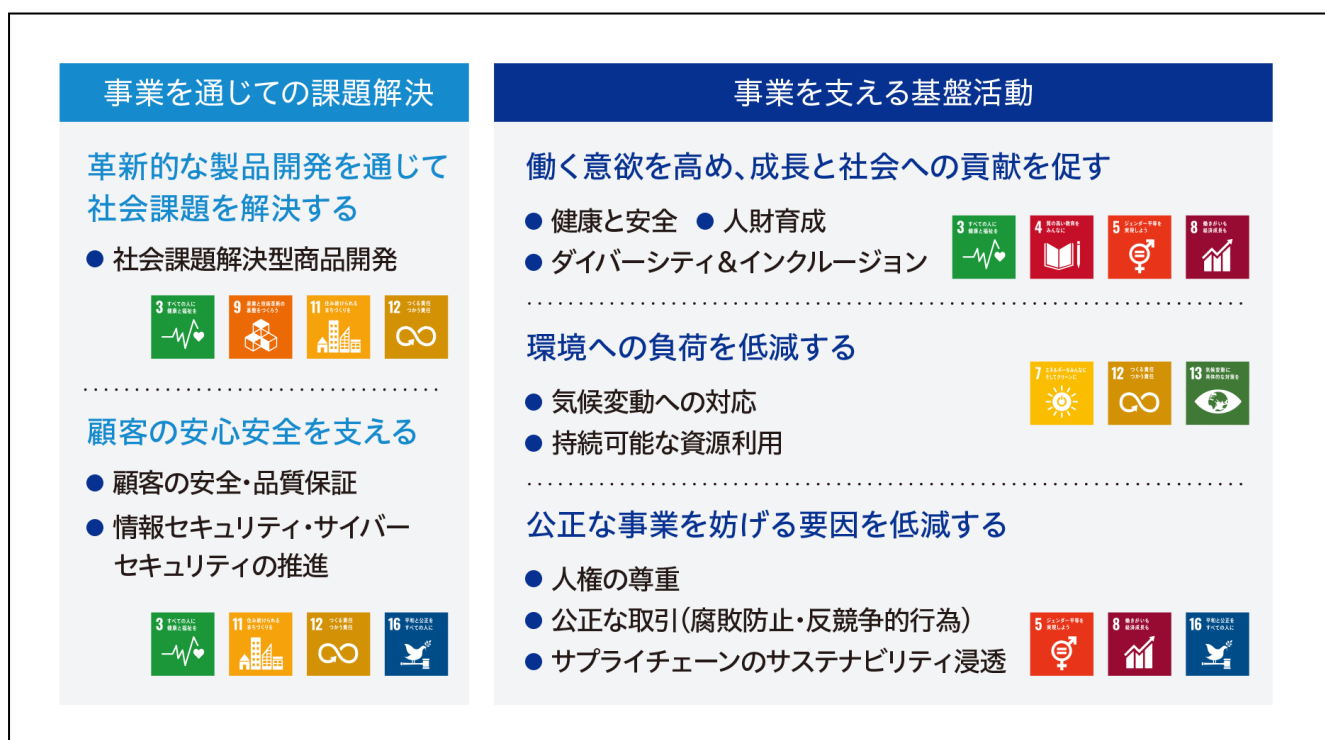
「誰一人取り残さない (No one will be left behind)」という宣言とともに、貧困、飢餓、健康、教育等の17の目標 (Goals) と169のターゲットで構成されています。

国家だけでなく、企業にも貢献が求められています。



8. マテリアリティ (重要課題)

2024年9月に取締役会決議を経て、当社にとっての重要度とステークホルダーの関心度が特に高い社会課題を最重要視すべき課題 (マテリアリティ) と判定し、5つの重要テーマと重要課題11項目を見直しました。



9. 会社として取り組むこと ～持続可能な社会の実現のために～

(1) 法と倫理の遵守 (考動宣言 5, 6、社員行動指針 2, 4, 8, 11)

- ・各国・地域の法令、規則、ルールおよびその精神と倫理を尊重し遵守します。
- ・独占禁止法コンプライアンス・マニュアルに従い、各国の競争法に違反する行為を行いません。
- ・輸出取引管理要領に従い、輸出する製品・技術等についての輸出取引管理を徹底します。
- ・贈収賄防止コンプライアンス・マニュアルに従い、不当な利益や不当な優遇措置の取得・維持を目的に、顧客・調達先、その他のビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭の授受・供与は行いません。

(2) 人権の尊重 (考動宣言 4, 5, 6、社員行動指針 1)

- ・[人権方針](#)に従い、人権尊重の取り組み、人権デューデリジェンス（人権への負の影響を特定、予防、軽減するプロセス）を進めます。
- ・ダイバーシティ宣言に従い、人種、性別、年齢、国籍、障がい、宗教、信条、地位、財産、出身地、性的指向、個性等を理由とした差別はしません。
- ・就労最低年齢未満の児童労働、パスポート引渡しの就労条件等の強制労働を認めません。

(3) 豊かな社会づくりへの貢献 ～お客様を愛します～

(考動宣言 3, 5, 6、社員行動指針 5)

- ・お客様、ユーザーを第一に考えた製品・サービス・業務品質を追求し、チャレンジ精神をもって社会課題の解決に努めます。

(4) 地域社会への貢献と社会参画 ～地域社会を愛します～

(考動宣言 6、社員行動指針 10)

- ・地域と積極的な関わりを持ち、継続的な貢献活動に取り組むとともに、誰もが参加しやすい

活動、交流の場を通じて、社員のボランティア活動、社会参画を促進します。

（５）働きやすい職場づくり ～社員・家族を愛します～

（考動宣言 3， 4、社員行動指針 1， 6）

- ・社員一人ひとりの健康を守り、働きがい、生きがいを高め、自身が持つ力を最大限に発揮できるよう支援します。
- ・社員が必要な教育を受けられるよう整備し、人財育成に努めます。

（６）自然環境の保護（考動宣言 6、社員行動指針 9）

- ・[環境ポリシー](#)に従い、企業活動に伴う環境負荷の低減を図ります。
- ・各国・地域の法令や顧客との約束を守り、さらに自主目標を定め、環境汚染の未然防止を進めます。
- ・温室効果ガスの低減、省資源・リサイクル・廃棄物削減、化学物質管理、新環境技術の積極的な導入・開発、再生可能エネルギーの活用、生物多様性の保全 等の取り組みを推進し、事業活動に伴う環境負荷の低減を進めます。
- ・環境委員会を設置し、継続的な環境改善活動を展開します。

（７）情報開示（考動宣言 5、社員行動指針 7）

- ・お客様、仕入先、地域住民、投資家、社員等のステークホルダーとのコミュニケーションを行い、企業の情報を適時に開示・提供します。

（８）リスク管理（考動宣言 1， 2、社員行動指針 3）

- ・サイバー攻撃、機密漏えい、自然災害など会社環境を取り巻きリスクに対し、顕在化した場合の影響の低減、未然防止に全社で取り組みます。

（９）取り組み事項の実践 ～そして愛される会社～

・マネジメントの牽引のもと、これらを実行するための効果的な社内制度を整備します。

・東海理化グループだけでなく、サプライチェーンにおいてもこれらが実行されるように努めます。

10. 参考にしたガイドライン

ISO26000（2010 年）※ガイダンス規格であり、ISO14001 等の認証規格ではない

GRI スタンダード（2016 年）

11. SDGs との対照表

取り組み事項	SDGs ターゲット	
（１）法と倫理の遵守	 平和と公正を すべての人に	16.3 国家及び国際的なレベルでの法の支配を促進し、すべての人々に司法への平等なアクセスを提供する。 16.5 あらゆる形態の汚職や贈賄を大幅に減少させる。
（２）人権の尊重	 ジェンダー平等を 実現しよう  働きがいも 経済成長も	5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 8.5 2030 年までに、若者や障害者を含むすべての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する。 8.7 強制労働を根絶し、現代の奴隷制、人身売買を終らせるための緊急かつ効果的な措置の実施、最悪な形態の児童労働の禁止及び撲滅を確保する。2025 年までに児童兵士の募集と使用を含むあらゆる形態の児童労働を撲滅する。 8.8 移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する。
（３）豊かな社会 づくりへの貢献	 すべての人に 健康と福祉を  産業と技術革新の 基盤をつくらう  住み続けられる まちづくりを	3.6 2020 年までに、世界の道路交通事故による死傷者を半減させる。 9.4 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。 9.5 2030 年までにイノベーションを促進させることや 100 万人当たりの研究開発従事者数を大幅に増加させ、また官民研究開発の支出を拡大させるなど、開発途上国をはじめとするすべての国々の産業セクターにおける科学研究を促進し、技術能力を向上させる。 11.2 2030 年までに、脆弱な立場にある人々、女性、子ども、障害者及び高齢者のニーズに特に配慮し、公共交通機関の拡大などを通じた交通の安全性改善により、すべての人々に、安全かつ安価で容易に利用できる、持続可能な輸送システムへのアクセスを提供する。

取り組み事項	SDGs ターゲット		
(3) 豊かな社会 づくりへの貢献	 つくる責任 つかう責任	12.8	2030 年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。
(6) 自然環境の 保護	 すべての人に 健康と福祉を  安全な水とトイレを 世界中に  エネルギーをみんなに そしてクリーンに  つくる責任 つかう責任  気候変動に 具体的な対策を  陸の豊かさ も守ろう	3.9 6.3 6.4 7.2 7.3 12.2 12.5 13.1 15.1 15.5	2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。 2030 年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加させることにより、水質を改善する。 2030 年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。 2030 年までに、世界全体のエネルギー効率の改善率を倍増させる。 2030 年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 2030 年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 2020 年までに、国際協定の下での義務に則って、森林、湿地、山地及び乾燥地をはじめとする陸域生態系と内陸淡水生態系及びそれらのサービスの保全、回復及び持続可能な利用を確保する。 自然生息地の劣化を抑制し、生物多様性の損失を阻止し、2020 年までに絶滅危惧種を保護し、また絶滅防止するための緊急かつ意味のある対策を講じる。
(8) リスク管理	 住み続けられる まちづくりを  気候変動に 具体的な対策を	11.b 13.1	2020 年までに、包含、資源効率、気候変動の緩和と適応、災害に対する強靱さ（レジリエンス）を目指す総合的政策及び計画を導入・実施した都市及び人間居住地の件数を大幅に増加させ、仙台防災枠組 2015-2030 に沿って、あらゆるレベルでの総合的な災害リスク管理の策定と実施を行う。 すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

サステナビリティガイドライン

2024年12月 第2版 発行

2023年6月 第1版 発行

問い合わせ先：

(株) 東海理化 総務部

サステナビリティ推進室